

綾瀬市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱

(名称)

第1条 補助金の名称は綾瀬市民間保育所土地賃借料補助金（以下「補助金」という。）とする。

(目的)

第2条 補助金は、保育所の経営の安定化により、自主的で柔軟な施設経営の促進及び入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により県知事の認可を受けて社会福祉法人等が綾瀬市内に設置した保育所（以下「民間保育所」という。）とする。

(補助対象等)

第4条 補助対象は、民間保育所が保育所として使用する土地を有料で借り受けた場合における当該土地の借り受けに要する費用（以下「土地賃借料」という。）とし、補助額は次の表に定めるものとする。この場合において、端数が生じたときは1円未満を切り捨てる。

(1) 最寄駅より半径1.5キロメートル圏内の綾瀬市内で、新規で民間保育所を設置する場合。

当該土地の区分	補助金の額
市街化区域	初年度及びその翌年度については、土地賃借料に2分の1を乗じて得た額。 3年目以降については、近傍類似地の地方税法（昭和25年法律第226号）第410条の規定に基づき決定された評価額（以下「評価額」という。）の1平方メートル当たりの単価に当該土地賃借契約の面積を乗じて得た額に100分の4を乗じて得た額に6分の5を乗じて得た額。ただし、土地賃借料に2分の1を乗じて得た額を上限とする。

(2) 第1号に該当しない場合。

当該土地の区分	補助金の額
市街化区域	近傍類似地の評価額の1平方メートル当たりの単価に当該土地賃借契約の面積を乗じて得た額に100分の4を乗じて得た額に6分の5を乗じて得た額。ただし、土地賃借料に2分の1を乗じて得た額を上限とする。

市街化調整区域	近傍類似地の評価額の 1 平方メートル当たりの単価に当該土地賃借契約の面積を乗じて得た額に 100 分の 4 を乗じて得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額。ただし、土地賃借料に 2 分の 1 を乗じて得た額を上限とする。
---------	---

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の開始又は廃止が年度の途中となった場合における補助金の額は、前項の規定により算出した額を 12 で除した額に、補助事業を継続した月数を乗じて得た額とする。この場合において、端数が生じたときは 1 円未満を切り捨てる。

（綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係）

第 5 条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和 51 年綾瀬町規則第 15 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする民間保育所は、民間保育所土地賃借料補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、当該年度の 4 月 20 日までとする。

（決定の通知）

第 7 条 規則第 7 条の規定による通知は、民間保育所土地賃借料補助金（変更）交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（変更等の承認）

第 8 条 規則第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定による承認を受けようとする場合は、民間保育所土地賃借料補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第 3 号様式）を、市長に提出するものとする。

（補助金の不交付）

第 9 条 民間保育所を運営する者が法令の規定、法令の規定に基づく所管庁の命令、処分若しくは定款等に違反していると認めるとき又は施設の管理運営が適正を欠き、かつ、補助の目的を有效地に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、その状況に応じ、別に定める要領によりこの要綱の規定による補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条第 1 項による実績報告は、民間保育所土地賃借料補助金実績報告書（第 4 号様式）によるものとし、同条に規定する市長の定める期日は、当該

会計年度終了後の4月20日までとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を法人会計及び施設会計に分け、その経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年2月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
(平成23年度の経過措置)

2 平成23年度中に限り、補助金の交付申請に係る第6条の規定の適用については、「4月20日」を「2月29日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

民間保育所土地賃借料補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年度民間保育所土地賃借料補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象施設

2 交付申請額

円

3 添付書類

(1) 事業計画書（書式任意）

(2) 収支予算書（書式任意）

(3) 土地賃借契約書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

民間保育所土地賃借料補助金（変更）交付決定通知書

年　月　日

様

綾瀬市長

印

年　月　日付けで申請がありました　　年度民間保育所土地賃借
料補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（
第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1　補助金額	円			
既　付　決　定　額	円（	年	月	日決定）
今回変更（増減）額	円			
2　補助条件				

第3号様式（第8条関係）

民間保育所土地賃借料補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日

（あて先）綾瀬市長

申請者所在地

名　　称

代表者氏名

印

年　月　日付けで決定を受けた　　年度民間保育所土地賃借料補助
金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申
請します。

1　変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2　変更（中止・廃止）の理由

3　添付書類

- (1) 事業計画書（書式任意）
- (2) 収支予算書（書式任意）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第10条関係）

民間保育所土地賃借料補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

補助事業者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度民間保育所土地賃借料
補助金に係る補助事業を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
円	円	円

1 添付書類

- (1) 事業実績書（書式任意）
- (2) 収支決算書（書式任意）
- (3) その他必要とする書類